

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正することについて

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のと
おり改正するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 5 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により教育委員会が「学校
運営協議会」を設置するに当たり、その協議会の委員を非常勤特別職職員とし
て位置付けて報酬を支給するため、改正するものであります。

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

秦野市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年秦野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中第72号を第73号とし、第71号の次に次の1号を加える。

(72) 学校運営協議会の委員

第2条第1項本文中「前条第1号から第71号まで」を「前条第1号から第72号まで」に改め、同条第2項中「前条第72号」を「前条第73号」に改める。

別表第1に次のように加える。

学校運営協議会の委員	年額	12,000円
------------	----	---------

別表第2区分の欄中「条例第1条第1号から第71号まで」を「条例第1条第1号から第72号まで」に、「条例第1条第72号」を「条例第1条第73号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。